

The background of the entire page is a dense, repeating pattern of stylized green leaves and thin branches. The leaves are in various shades of green, from light lime to dark forest green, and are layered to create a sense of depth. The branches are thin and light green, weaving through the foliage.

## Ⅲ 後期基本計画

# 基本計画の見方

## SDGsアイコン

施策を推進することで達成に寄与するSDGsの目標を示すアイコン

基本計画

## 第1章 住み続けたい、住んでみたいまち

基本方針

1

魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくり

### めざすまちの姿

市民、地域、事業者、団体及び行政が共にめざすまちの姿

施策

## 林業の振興



めざすまちの姿

林業の担い手が確保・育成されるとともに、生産性の高い森林造成の整備が進み、木材の安定供給体制が構築された持続可能な循環型林業を推し進めることで「儲かる林業」を確立すると同時に、「災害に強い森林づくり」が実現するまちをめざします。

### 現状・課題

宍粟市における現状と、今後取り組んでいく必要のある課題

現状

◆各種補助制度により、新規林業事業者の初期投資に必要な雇用や高性能林業機械の購入・リースにかかる経費軽減、既存事業者でも雇用経費が軽減され、新規林業事業者の増加や市内林業事業者の存続につながっています。

◆平成29(2017)年4月に森林大学校が開校し、毎年20人近くが入学しており、大学校と地域の代表、市役所などで構成する育成協議会が学生生活のサポートを行っています。

◆木材流通において、用材については大きな供給源となっており、木質バイオマス発電の燃料となる林地残材や未利用材についても、森林資源を生かしたエネルギー源として、県内の木質バイオマス発電事業者の大きな供給源となっています。

◆伐期を迎えた放置森林等、未整備森林の増加に伴い、森林環境譲与税を活用し持続可能な開発目標(SDGs)に掲げる温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止などに早急に取り組まなければならない状況となっています。

課題

◇木材価格の低迷や、所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加等の影響により、間伐施策が滞ることが想定される中、早急な森林整備面積拡大を図るため、森林経営計画を策定できない条件不利地などの森林では森林環境譲与税を活用した方策が必要です。

◇木材流通量が増えている中、原木での流通のほとんどが市外(市場の約85%)で、市内での宍粟材の製品生産量を高めるには、設備投資に要する費用負担、後継者不足などの解決が必要です。

◇宍粟材の普及について、宍粟材の特性を生かした活用方法などの検討が必要です。

◇宍粟材だけでなく、県産木材の需要拡大に向けて県や近隣市町などと連携した取組が必要です。

### 個別施策の方向性と主な取組 (★は総合戦略事業に関連する取組)

#### ① 宍粟材流通の拡大促進(★)

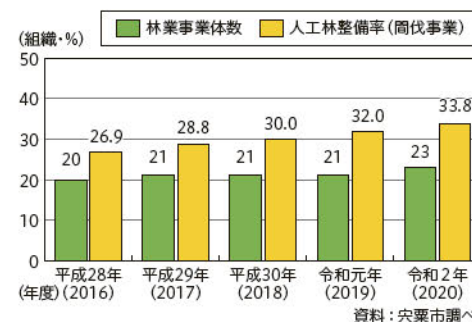
##### 《施策の方向性》

美化を含め、宍粟材製品の流通拡大を支援し、宍粟材のさらなる普及促進を図ります。

### 施策の方向性

「現状・課題」を踏まえ、「めざすまちの姿」の実現に向け、今後、優先的に取り組む施策の基本的方向

■ 林業事業者数と人工林整備率(間伐事業)





## 主な取組

「施策の方向性」に基づき、具体的に展開していく取組

### ＜主な取組＞

- ①-1 「ひょうごの木」利用拡大協議会等を通じて、川上から川中、川下の林業事業者や国・県などと連携し、市内での経済循環型林業を展開します。
- ①-2 「ひょうごの木」利用拡大協議会等を通じて、6次産業化などにより市内事業者が積極的に中央材を活用できる仕組みづくりを行います。
- ①-3 中央材の高付加価値化、流通拡大に向け、原木の段階での強度などの品質特性や加工技術を検証し、中央材の特性を生かした活用につなげます。
- ①-4 県や近隣市町、連携中枢都市圏構成市町などとの連携により、県産木材の需要拡大に向けて、県内林業における経済循環型林業システムを推進します。

序論

基本構想

基本計画 第1章

第2章

4章

地域創生のSDGs

SDGs

## ② 担い手の確保・育成(★)

### ＜施策の方向性＞

将来にわたって適切な森林整備を続けるとともに、生業としての林業を継続していくため、林業従事者の確保と育成を図ります。

### ＜主な取組＞

- ②-1 林業就業相談会などの就業相談の実施や、林業就業者を新たに雇用し、その育成を図ろうとする林業事業体や新規事業体を支援することで担い手の確保と育成に努めます。
- ②-2 新規事業体に対して林業機械などの導入を支援することで、市内の林業事業体数の増加と持続的な森林整備を推進します。
- ②-3 森林大学校の学生が地域のことを知る機会づくりや学びを生かす仕組みづくりのほか、市内への定住につながる取組を展開します。
- ②-4 インターンシップや県と連携した森林環境学習を通じて林業への関心を高めるとともに、郷土意識の醸成に努めます。

## ③ 林業生産基盤の整備(★)

### ＜施策の方向性＞

林業生産基盤の整備、充実を図り、植林・育林・伐採をサイクルとする循環型の持続可能な林業経営を支援します。

### ＜主な取組＞

- ③-1 森林経営計画の作成による森林施業の団地化・集約化を推進し、間伐の支援を行うとともに、条地森林では森林環境譲与税を活用した市独自事業による支援を行います。
- ③-2 木質バイオマス発電燃料としての林地残材や未利用材の利活用に向けた取組を推進します。
- ③-3 森林施業を効率的に行うため、森林作業道、林業専用道、林業生産基盤整備道の整備を促進します。
- ③-4 再造林や間伐などの森林整備を推進することで、健全な森林を育成します。

## まちづくり指標

取組の成果を測る「ものさし」として、数値化が可能な統計データ等を中心に設定した目標

## まちづくり指標

| 指標名                                                                              | 単位 | 現状値<br>(R2) | 目標値<br>(R8) | 数値の出所(算出方法)                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------|----|-------------|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 林業事業体数                                                                           | 組織 | 23          | 28          | 市登録の林業事業体数(年度末)                                                                                          |
| 【目標値の考え方】林業に関する施策を推進し、林業事業体を年間1組織増加することを目標とする。                                   |    |             |             |                                                                                                          |
| 森林大学校卒業生の市内森林<br>林業関係企業などへの就職者数                                                  | 人  | 0           | 6           | 森林大学校からの進路情報                                                                                             |
| 【目標値の考え方】担い手の育成・確保と定住を図るため、森林大学校の1学年定員20人の30%に相当する6人を目標とする。                      |    |             |             |                                                                                                          |
| 人工林整備率(間伐事業)                                                                     | %  | 33.8        | 44.6        | 担当課保有の管理資料<br>11,379ha(令和2年までの累計実績)<br>+ 600ha/年 × 6年(令和3～8年整備計画面積) =<br>14,979ha / 33,634ha(直近の人工林全体面積) |
| 【目標値の考え方】直近の人工林全体面積 33,634ha に対して、現状 600ha/年の累計値となる間伐面積割合(人工林整備率)とする。※年間約1.8%の増加 |    |             |             |                                                                                                          |

関連する個別計画 | 林業再生プロジェクト基本構想・宍粟市森林整備計画

## 関連する個別計画

基本施策に関連して策定・推進している個別計画

# 第1章 住み続けたい、住んでみたいまち

基本  
方針

1

魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくり

基本施策

1

## 林業の振興

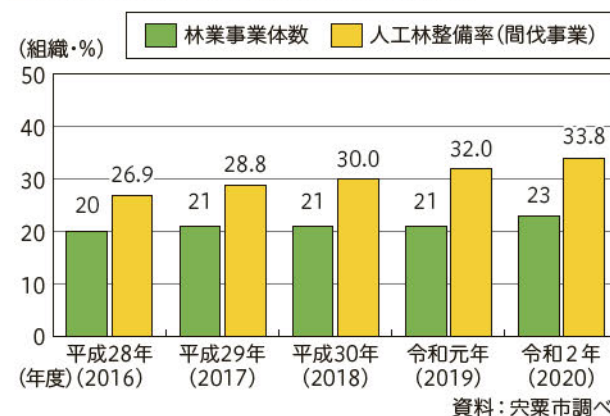
めざす  
まちの姿

林業の担い手が確保・育成されるとともに、生産性の高い森林造成の整備が進み、木材の安定供給体制が構築された持続可能な循環型林業を推し進めることで「儲かる林業」を確立すると同時に、「災害に強い森林づくり」が実現するまちをめざします。

現  
状

- ◆各種補助制度により、新規林業事業体の初期投資に必要な雇用や高性能林業機械の購入・リースにかかる経費軽減、既存事業体でも雇用経費が軽減され、新規林業事業体の増加や市内林業事業体の存続につながっています。
- ◆平成29(2017)年4月に森林大学校が開校し、毎年20人近くが入学しており、大学校と地域の代表、市役所などで構成する育成協議会が学生生活のサポートを行っています。
- ◆木材流通において、用材については大きな供給源となっており、木質バイオマス発電の燃料となる林地残材や未利用材についても、森林資源を生かしたエネルギー源として、県内の木質バイオマス発電事業者の大きな供給源となっています。
- ◆伐期を迎えた放置森林等、未整備森林の増加に伴い、森林環境譲与税を活用し持続可能な開発目標(SDGs)に掲げる温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止などに早急に取り組まなければならない状況となっています。

■林業事業体数と人工林整備率(間伐事業)

課  
題

- ◇木材価格の低迷や、所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加等の影響により、間伐施業が滞ることが想定される中、早急な森林整備面積拡大を図るため、森林経営計画を策定できない条件不利地などの森林では森林環境譲与税を活用した方策が必要です。
- ◇木材流通量が増えている中、原木での流通のほとんどが市外(市場の約85%)で、市内での宍粟材の製品生産量を高めるには、設備投資に要する費用負担、後継者不足などの解決が必要です。
- ◇宍粟材の普及について、宍粟材の特性を生かした活用方法などの検討が必要です。
- ◇宍粟材だけでなく、県産木材の需要拡大に向けて県や近隣市町などと連携した取組が必要です。

### 個別施策の方向性と主な取組 (★は総合戦略事業に関連する取組)

#### ① 宍粟材流通の拡大促進(★)

##### 《施策の方向性》

6次産業化を含め、宍粟材製品の流通拡大を支援し、宍粟材のさらなる普及促進を図ります。



### 《主な取組》

- ①-1 「ひょうごの木」利用拡大協議会等を通じて、川上から川中、川下の林業事業者や国・県などと連携し、市内での経済循環型林業を展開します。
- ①-2 「ひょうごの木」利用拡大協議会等を通じて、6次産業化などにより市内事業者が積極的に宍粟材を活用できる仕組みづくりを行います。
- ①-3 宍粟材の高付加価値化、流通拡大に向け、原木の段階での強度などの品質特性や加工技術を検証し、宍粟材の特性を生かした活用につなげます。
- ①-4 県や近隣市町、連携中枢都市圏構成市町などとの連携により、県産木材の需要拡大に向けて、県内林業における経済循環林業システムを推進します。

## ② 担い手の確保・育成(★)

### 《施策の方向性》

将来にわたって適切な森林整備を続けるとともに、生業としての林業を継続していくため、林業従事者の確保と育成を図ります。

### 《主な取組》

- ②-1 林業就業相談会などの就業相談の実施や、林業就業者を新たに雇用し、その育成を図ろうとする林業事業体や新規事業体を支援することで担い手の確保と育成に努めます。
- ②-2 新規事業体に対して林業機械などの導入を支援することで、市内の林業事業体数の増加と持続的な森林整備を推進します。
- ②-3 森林大学校の学生が地域のことを知る機会づくりや学びを生かす仕組みづくりのほか、市内への定住につながる取組を展開します。
- ②-4 インターンシップや県と連携した森林環境学習を通じて林業への関心を高めるとともに、郷土意識の醸成に努めます。

## ③ 林業生産基盤の整備(★)

### 《施策の方向性》

林業生産基盤の整備、充実を図り、植林・育林・伐採をサイクルとする循環型の持続可能な林業経営を支援します。

### 《主な取組》

- ③-1 森林経営計画の作成による森林施業の団地化・集約化を推進し、間伐の支援を行うとともに、条件不利地森林では森林環境譲与税を活用した市独自事業による支援を行います。
- ③-2 木質バイオマス発電燃料としての林地残材や未利用材の利活用に向けた取組を推進します。
- ③-3 森林施業を効率的に行うため、森林作業道、林業専用道、林業生産基盤整備道の整備を促進します。
- ③-4 再造林や間伐などの森林整備を推進することで、健全な森林を育成します。

## まちづくり指標

| 指標名                                                                              | 単位 | 現状値<br>(R2) | 目標値<br>(R8) | 数値の出所(算出方法)                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------|----|-------------|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 林業事業体数                                                                           | 組織 | 23          | 28          | 市登録の林業事業体数(年度末)                                                                                          |
| 【目標値の考え方】林業に関する施策を推進し、林業事業体を年間1組織増加することを目標とする。                                   |    |             |             |                                                                                                          |
| 森林大学校卒業生の市内森林<br>林業関係企業などへの就職者数                                                  | 人  | 0           | 6           | 森林大学校からの進路情報                                                                                             |
| 【目標値の考え方】担い手の育成・確保と定住を図るため、森林大学校の1学年定員20人の30%に相当する6人を目標とする。                      |    |             |             |                                                                                                          |
| 人工林整備率(間伐事業)                                                                     | %  | 33.8        | 44.6        | 担当課保有の管理資料<br>11,379ha(令和2年までの累計実績)<br>+ 600ha/年 × 6年(令和3～8年整備計画面積) =<br>14,979ha / 33,634ha(直近の人工林全体面積) |
| 【目標値の考え方】直近の人工林全体面積33,634haに対して、現状600ha/年の累計値となる間伐面積割合(人工林整備率)を目標とする。※年間約1.8%の増加 |    |             |             |                                                                                                          |



## 農業の振興

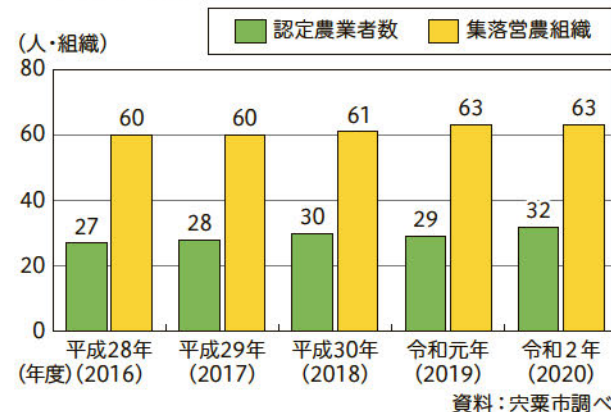
2 食料を  
まもる8 働きがいも  
財源も育む9 産業と生活環境の  
調和をつくる15 緑の豊かさも  
育むめざす  
まちの姿

農業の担い手が確保され、自己保全農地の活用や生産基盤の整備が進み、地域の特色ある農畜産物の生産と特産化、地産地消の推進により、安定的で、持続可能な農業経営が行われるまちをめざします。

## 現状

- ◆農業従事者の高齢化や担い手不足などにより管理できない農地が増加し、荒廃化が進んでいます。
- ◆荒廃した農地には果樹、花木等による永年性作物への植栽転換を図り、都市住民と地域住民の交流を実施するなど、耕作放棄地の拡大防止と活用を図っています。
- ◆関係機関とともに新規農業者の掘り起こしや認定農業者の育成や営農指導を行っています。
- ◆防護柵設置を推進するとともに、猟友会との連携による有害鳥獣の捕獲活動により、農業被害額は減少傾向にあります。
- ◆新たな特産物のブランド化に向けた取組や、農畜連携事業による堆肥からの循環型農業を進めています。
- ◆農地付き空き家制度により空き家への移住促進と遊休農地化を防ぐ取組を進めています。

認定農業者数と集落営農組織



## 課題

- ◇農業に取り組む人を増やすとともに、技術指導等の支援の充実、集落営農組織や認定農業者など、担い手育成や営農体制の整備に取り組むことが必要です。
- ◇農地の維持のためには集落営農組織の維持が不可欠であり、関係機関と連携した支援が必要です。
- ◇高齢化による狩猟者の減少に対し、新たな狩猟者の確保や、防護柵の設置及び維持管理の担い手の確保が必要です。

## 個別施策の方向性と主な取組 (★は総合戦略事業に関連する取組)

## ① 生産の振興と流通の促進 (★)

## 《施策の方向性》

地域産業活性化のため、販売ルートの拡大を支援するとともに、特産物のブランド化や農業の6次産業化への展開も視野に入れた活力ある農業の振興を図ります。

## 《主な取組》

- ①-1 市民の地産地消への理解を深めるとともに、学校給食への活用や直売所などでの販売のほか、市内農畜産物の販売ルートの確保・強化に取り組めます。
- ①-2 県や農協等関係機関と連携し、生産から加工・販売まで一貫して行う農業者、農業組織を育成するなど、地域特性を生かした農畜産物のブランド化、農業の6次産業化に向けた取組を推進します。
- ①-3 市内の農業生産者と飲食店、加工品製造所などとのマッチングを行い、販路拡大による生産意欲の向上を図ります。
- ①-4 アンテナショップなどを活用した穴粟市産農産物の魅力のPRを行うとともに、生産者の出荷を促進します。

## ② 担い手の確保・育成 (★)

## 《施策の方向性》

担い手確保や営農指導を進め、耕作放棄地の発生防止に努めるなど、持続可能な農業経営のための支援を行います。



### 《主な取組》

- ②-1 担い手の確保と育成のため、宍粟北みどり農林公社などの活動を支援するとともに、経営基盤の強化を促進します。
- ②-2 担い手の確保として、認定農業者制度の活用や、新規就農者及び集落営農組織を育成促進する他、異業種の農業参入を促し地域の担い手とする「宍粟市農業モデル」を確立していきます。
- ②-3 地域による人・農地プランの策定を推進し、担い手による効率的な運営を促進します。
- ②-4 担い手が行う農業機械整備などを支援します。
- ②-5 新規就農者と既存農業者との交流機会の創出や新規就農者への営農指導について関係機関と共に取り組みます。
- ②-6 農地付き空き家の情報発信や就農支援などにより、新規就農者の定住を促進します。

## ③ 農業生産基盤の整備(★)

### 《施策の方向性》

耕作放棄地の発生防止や鳥獣被害の軽減など、農業生産の効率化と安定化を図ります。

### 《主な取組》

- ③-1 耕作放棄地の発生防止に取り組むとともに、荒廃農地の再生及び防災や観光などを含めた多面的な利活用を促進します。
- ③-2 非農家も含めて農業に対する意識を高め、地域における適切な有害鳥獣防護柵の設置、維持管理及び水路、農道などの維持管理を推進します。
- ③-3 猟友会と連携し、有害鳥獣の捕獲活動を促進するとともに、狩猟者の確保や育成に加え、有害鳥獣対策推進協議会の活性化に向けた取組を行います。
- ③-4 農業経営のイノベーションに向けて、AI やロボット技術等を研究し、スマート農業など、新たな技術を活用した農業用機械・施設の導入を推奨します。

## まちづくり指標

| 指標名                                                                                             | 単位 | 現状値<br>(R2) | 目標値<br>(R8) | 数値の出所(算出方法)                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------|-------------|------------------------------------------------------------------------|
| 認定農業者数                                                                                          | 人  | 32          | 44          | 担当課保有の管理台帳(年度末)                                                        |
| 【目標値の考え方】「人・農地プラン」の推進により、地域の中心的担い手の育成に取り組み、新規就農者から1年あたり1人、営農組織の中から1年あたり1人で合計年2人の認定農業者の増加を目標とする。 |    |             |             |                                                                        |
| 集落営農組織                                                                                          | 組織 | 63          | 69          | 担当課保有の管理台帳(年度末)                                                        |
| 【目標値の考え方】「人・農地プラン」の推進により、地域の中心的担い手の育成に取り組み、現状値を基準に、1年あたり1組織の増加を目標とする。                           |    |             |             |                                                                        |
| 耕作放棄田率                                                                                          | %  | 10.5        | 現状値<br>以下   | 農業委員会が毎年度実施する農地パトロールにおける放棄田面積÷市内農地面積                                   |
| 【目標値の考え方】過疎化や高齢化などにより労働力不足が深刻化しているが、農業振興施策の取組を推進し、現状値以下に抑えることを目標とする。                            |    |             |             |                                                                        |
| 農林業被害額                                                                                          | 千円 | 18,684      | 8,000       | 兵庫県調査「野生動物による農林業被害集計表」※公表は翌年度の8月以降                                     |
| 【目標値の考え方】前期計画策定時(平成27年)の過去3年の平均被害額を基準に、目標を平均被害額の半分に設定する。                                        |    |             |             |                                                                        |
| 食料自給率(カロリーベース)                                                                                  | %  | 40.0        | 45.0        | 農林水産省地域食料自給率試算ソフト及び統計情報「わがマチ・わがムラ(市町村データ)」(宍粟市生産熱量(カロリー)÷市民供給熱量(カロリー)) |
| 【目標値の考え方】農林水産省の「食料・農業・農村基本計画」における国の目標値に準じて設定する。                                                 |    |             |             |                                                                        |
| 人・農地プラン策定数                                                                                      | 件  | 8           | 56          | 担当課保有の管理台帳(年度末)                                                        |
| 【目標値の考え方】令和2年度から年間8地区を目標にプランを構築する。                                                              |    |             |             |                                                                        |

## 関連する個別計画

- ・兵庫県鳥獣保護計画
- ・宍粟市鳥獣被害防止計画
- ・宍粟市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想



## 商工業の振興

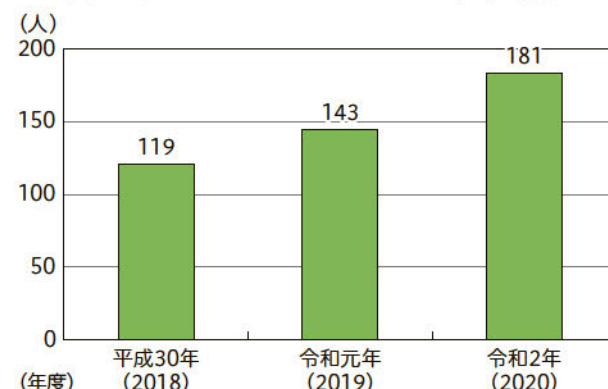
めざす  
まちの姿

商工業者の経営が安定し、市内での企業活動が活発に行われるとともに、働く場が確保され、就業しやすい環境が整備されたまちをめざします。

## 現状

- ◆市内中小企業の経営安定化、強化に向けて、資金融資制度などが有効活用されているとともに、産業立地促進助成事業により既存企業の市外流出防止と企業誘致につなげています。
- ◆商工会や金融機関との連携、大学との連携などにより、商店街の事業主が自分たちで活性化しようとする取組が生まれています。
- ◆商工会との連携による創業塾等で起業につなげるとともに、商工会や金融機関との連携によるビジネスマッチングフェアなどにより事業拡大、経営安定化につなげています。
- ◆合同企業説明会やインターンシップなどを通じ、新卒者やU/Iターン希望者の就職活動を支援するとともに、学生に市内企業を知ってもらうきっかけをつくっています。
- ◆総合的な仕事の相談窓口を開設し、市内の求人・求職情報を多く取り扱い、就業につなげています。

■穴栗わくわくステーションを通じた就業者数



資料：穴栗市調べ

## 課題

- ◇資金融資制度のさらなる有効活用に向けた融資限度額の運用方針や現状に合った融資利率等の検討が必要であるとともに、円滑な事業承継が課題であるため、支援などの積極的な方策が必要です。
- ◇商店街の活性化について、空き店舗の利活用や事業承継が必要となっています。
- ◇人口流出の抑制や若者世代の定住促進に向けて、雇用の場を確保するため、企業誘致や起業後のフォローアップも含めた起業家への支援などの取組が必要です。
- ◇総合的な仕事の相談窓口の認知度向上や、企業と求職者の需要と供給のマッチングを図ることで、市内における就業を促進していくことが必要です。

## 個別施策の方向性と主な取組 (★は総合戦略事業に関連する取組)

## ① 中小企業の経営安定化(★)

## 《施策の方向性》

商工会への支援などを通じ、企業の経営基盤強化や商店街の賑わい創出、企業の人材不足解消を推進します。

## 《主な取組》

- ①-1 県の融資制度の情報提供も含め、資金融資制度の活用を促進するとともに、商工会や関係団体と連携し、資格等取得・スキルアップのための各種講座等の支援や情報提供など、企業の経営安定化・強化を支援します。
- ①-2 社会経済情勢の変化を捉えて、ターゲットとする業種や業態を絞り込み、工場等の設置・建替や空き店舗活用への支援など、企業の市外流出防止を図ります。
- ①-3 商工会と連携し、商店街の活性化に向けた仕組みや支援策を研究・実施します。
- ①-4 総合的な仕事の相談窓口を通じた企業と求職者のマッチング支援や商工会、金融機関などとの連携により、企業の人材確保に向けた取組を行います。
- ①-5 企業に対する経営相談や後継者育成、事業承継に向けた支援を行います。

## ② 企業誘致の推進と起業家支援(★)

## 《施策の方向性》

雇用の創出と地域経済の活性化を図るため企業誘致や起業への支援などを推進します。



### 《主な取組》

- ②-1 企業の立地に適した土地の情報収集や確保、企業訪問のほか、国、県、近隣自治体や商工会等の関係団体などとの連携協力を一層深めながら、的確な企業誘致活動を展開します。
- ②-2 商工会や金融機関と連携し、起業に向けた経営相談や情報提供、支援制度の充実を図るなど起業しやすい環境づくりや起業後のフォローアップ体制の充実を図ります。
- ②-3 サテライトオフィスやコワーキングスペースの設置など、都市部の企業が市内で業務を開始しやすい環境づくりを推進します。

## ③ 6次産業化・産業間連携の促進(★)

### 《施策の方向性》

地域資源を生かした産業活性化に向け産業間連携やブランド化、6次産業化を図るとともに地域内での経済循環を促進します。

### 《主な取組》

- ③-1 連携中枢都市圏や定住自立圏等、広域な自治体間の連携によるビジネスマッチング等、異業種が交流・情報交換する場を設け、販路拡大や新商品の開発などにつなげます。
- ③-2 地域資源を生かしたものづくりや産業間の連携を促進するとともに、産地ブランド化や6次産業化に向けた取組を展開する仕組みづくりや意識醸成を図ります。
- ③-3 地域経済循環調査の結果を活用し、仕入れや買い物などにおいて地域内で経済が循環する仕組みづくりや意識醸成を図ります。

## ④ 就職支援の充実(★)

### 《施策の方向性》

就職希望者に対する企業の情報提供や就業支援のほか、インターンシップなど、職場体験の充実を図ります。

### 《主な取組》

- ④-1 商工会や金融機関、企業と連携し、企業説明会等を実施するとともに、ハローワークなどとも連携し、総合的な仕事の相談窓口において企業の求人開拓や情報発信、就業支援・マッチングを行います。
- ④-2 大学等と連携し、企業のインターンシップ受入を促進する体制づくりを進めるとともに体験内容などの充実を図ります。
- ④-3 高等学校などと連携し、学生の地元企業に対するイメージ向上を図ります。
- ④-4 就職に必要な職業スキルを身につけることができるよう、資格取得・スキルアップのための各種講座等の情報提供を行います。

## まちづくり指標

| 指標名                                                                   | 単位 | 現状値<br>(R2) | 目標値<br>(R8) | 数値の出所(算出方法)                                     |
|-----------------------------------------------------------------------|----|-------------|-------------|-------------------------------------------------|
| 製造品等出荷額<br>(4人以上の事業所)                                                 | 億円 | 655.9       | 現状値を維持      | 「工業統計調査」※経済センサス活動調査実施年は工業統計調査実施無し               |
| 【目標値の考え方】景気低迷、少子高齢化に伴う労働人口の減少の中で増額を見込むことは難しいが、各施策の取組により、現状値の維持を目標とする。 |    |             |             |                                                 |
| 従業者数(工業統計)                                                            | 人  | 3,049       | 現状値を維持      | 「工業統計調査」※経済センサス活動調査実施年は工業統計調査実施無し               |
| 【目標値の考え方】景気低迷、少子高齢化に伴う労働人口の減少の中で増加を見込むことは難しいが、各施策の取組により、現状値の維持を目標とする。 |    |             |             |                                                 |
| 総合的な仕事の相談窓口(穴栗わくわくステーション)を通じた就業者数                                     | 人  | 181         | 192         | 総合的な仕事の相談窓口で求職者として登録し、相談窓口のサービスを受けて就職を実現した求職者の数 |
| 【目標値の考え方】現状維持以上の目標を設定することとし、令和8年度の目標は16人/月とする。16人×12月=192人            |    |             |             |                                                 |

### 関連する個別計画

- ・地域未来投資促進法の規定に基づく基本計画
- ・産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画



## 観光の振興

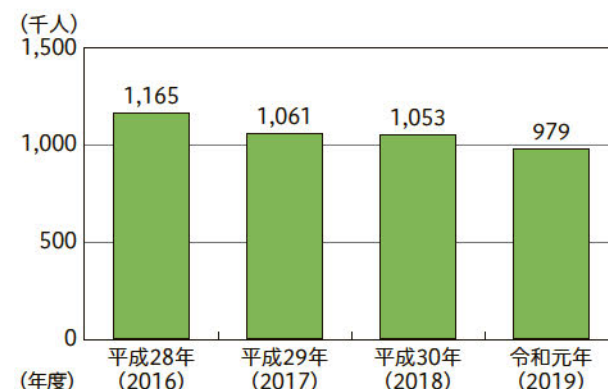
めざす  
まちの姿

最大の観光資源である豊かな森林資源と発酵のふるさと、日本酒発祥の地等、宍粟市特有の地域資源を生かしたまちの魅力づくりによって、関係人口・交流人口が拡大し、観光産業のみならず地域経済全体で雇用創出が図られるなど、観光が森林、文化、産業と融合し、地域が活性化した賑わいのあるまちをめざします。

## 現状

- ◆近年の本市への観光入込客数は年間120万人前後で推移しており、そのうち日帰り客が大半を占めています。
- ◆しそ森林王国観光協会との連携や森林管理署、地域、個人や団体との調整により、森林セラピーの推進、日本酒発祥の地、発酵のまちづくりのPRを展開しています。
- ◆フェイスブックやアンテナショップでのPRのほか、都市部や播磨地域のイベントなどで特産品や観光地のPRをしています。
- ◆市民及び地域団体により、地域の魅力を発信する活動が盛んに行われています。
- ◆道の駅や店舗への宍粟材で制作した自転車ラックの設置や連携中枢都市圏域事業を通じた本市のサイクリングコースの設定、サイクリングイベントなどを実施しています。
- ◆官民連携により、関係・交流人口の拡大に向けて、市北部地域でのアウトドア観光を中心とした観光の振興に着手しています。
- ◆江戸後期以降の酒蔵や町家が並ぶ山崎町山崎地区が令和元(2019)年11月に県の歴史的景観形成地区に指定され、令和3(2021)年7月には当該地区にある中門前屋主屋が国の登録有形文化財に指定されるなど、市内の文化財における観光価値が高まっています。

■観光入込客数



資料：兵庫県観光客動態調査

## 課題

- ◇観光プラットフォームの拠点となる観光ステーションの設置、また、市内を循環しながら繰り返し訪れてもらえるよう、宍粟市ならではの体験や地域住民との交流など、地域資源を最大限に活用した体験型観光のコンテンツづくりが必要です。
- ◇本市への観光客は阪神間、岡山県、鳥取県からが多いものの、近県及び県内でも本市の認知度は低い状況にあり、近隣を中心に多様な媒体を活用した市の魅力の効果的発信が必要です。
- ◇定住自立圏2市2町(たつの市・宍粟市・佐用町・上郡町)や連携中枢都市圏8市8町(播磨地域)など、周辺自治体との連携のもと広域による観光ルートづくりが必要です。
- ◇森林セラピーとカヌー体験など、地域資源と観光・スポーツをセットにしたプログラムの強化や団体・企業向けのプログラムを開発していくことが必要です。

## 個別施策の方向性と主な取組 (★は総合戦略事業に関連する取組)

## ① 観光資源の有効活用 (★)

## 《施策の方向性》

観光地としての魅力向上と国内外からの誘客を図るため、観光施設の機能強化とネットワーク化を推進します。



### 《主な取組》

- ①-1 「ふるさと宍粟観光ステーション」の設置や市内に点在する観光施設とのネットワーク化に取り組むとともに観光施設等の機能強化や自然資源を生かしたアウトドア観光の拠点となる施設の整備などにより観光客の誘客を図ります。
- ①-2 観光バスの運行ルートや駐車場の確保など、自動車による観光がしやすい環境づくりを行います。
- ①-3 「日本酒発祥の地」「発酵のふるさと」をキーワードに、「食」や地域の歴史・文化を観光資源として生かすとともに、特産品ブランド認証制度の積極的なPRを含め、観光地としての魅力向上を図ります。

## ② 体験型ツーリズムの推進(★)

### 《施策の方向性》

豊かな森林や美しい農村景観など、宍粟市ならではの地域資源を生かした体験型観光を推進します。

### 《主な取組》

- ②-1 地域資源を生かし、50名山や音水湖におけるカヌー等での自然体験や地元の農業体験と宿泊を組み合わせたツアー構築、たたら製鉄、産業遺産、発酵、日本酒づくりをテーマにした観光など、観光ニーズの変化に対応した新たな取組を推進します。
- ②-2 歴史・文化の面で本市と共通するテーマを持つまちとの連携により、観光客の誘致につなげます。
- ②-3 森林セラピーとその他の体験の連携などグリーンツーリズムの充実を図ります。

## ③ 観光客受入体制の充実(★)

### 《施策の方向性》

観光事業を担う人材の確保及び育成を行うとともに、集客向上に向けた取組を展開します。

### 《主な取組》

- ③-1 しろう森林王国観光協会の運営や事業展開への支援を通じ、観光ガイドや参加・体験メニューの指導者・協力者など、観光振興を担う人材の育成・支援及び地域活動団体との連携や、観光受入体制の充実を図ります。
- ③-2 観光プラットフォームを活用し、地域や観光関連事業者・団体、農林業、飲食業、商工業など、異業種連携及び地域との連携体制づくりを推進します。
- ③-3 インバウンド獲得に向け、市内事業者との連携及び他自治体との広域連携などの取組を推進します。
- ③-4 市民の参加による民泊を促進し、滞在型観光の充実を図ります。

## ④ 魅力の発信の強化(★)

### 《施策の方向性》

知名度向上と観光集客力の強化のため宍粟の魅力を効果的・戦略的に発信します。

### 《主な取組》

- ④-1 市内の観光資源と日本酒発祥の地とされる庭田神社などの文化財や歴史を効果的に結びつけ、総合的、戦略的な観光プロモーションを展開します。
- ④-2 県や近隣市町、関係機関と連携し、はりま酒文化ツーリズム事業などの広域的な観光事業を推進します。
- ④-3 地域の観光魅力の情報を市民と共有し、SNSなどを通じた口コミによる観光プロモーションを推進します。

## まちづくり指標

| 指標名                                                                 | 単位 | 現状値<br>(R2) | 目標値<br>(R8) | 数値の出所(算出方法)       |
|---------------------------------------------------------------------|----|-------------|-------------|-------------------|
| 観光入込客数【延べ】                                                          | 千人 | 979 (R1)    | 1,165       | 「兵庫県観光客動態調査」による   |
| 【目標値の考え方】人口減少に伴い観光客が減少する中、第2次宍粟市総合計画の初年度である平成28年度実績まで増加させることを目標とする。 |    |             |             |                   |
| 道の駅利用者数【延べ】                                                         | 千人 | 422 (R1)    | 441         | それぞれの道の駅からの年間事業報告 |
| 【目標値の考え方】人口減少に伴い観光客が減少する中、第2次宍粟市総合計画の初年度である平成28年度実績まで増加させることを目標とする。 |    |             |             |                   |
| 森林セラピー体験者数【延べ】                                                      | 人  | 597 (R1)    | 3,000       | 担当課保有の管理台帳        |
| 【目標値の考え方】宍粟市森林セラピーの推進方針に基づき、令和8年度に3,000人を目標とする。                     |    |             |             |                   |

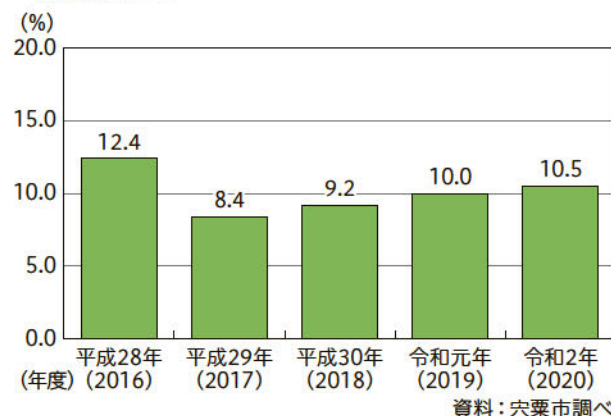
森林・田園・  
まち並み景観の保全めざす  
まちの姿

水や緑あふれる豊かな自然、居住地周辺や道路、公園、まち並みなどの日常生活における美しい景観や歴史・伝統文化的景観が保全・育成されながら、次の世代にも大切に継承されていくまちをめざします。

現  
状

- ◆針葉樹林と広葉樹林の混交林整備により、水土保全機能を発揮する森林づくりを進めています。
- ◆環境市民団体との連携により、総合学習授業の一環として市内全小学校において、環境教育授業を実施しています。
- ◆里山整備や耕作放棄地への植樹等、市民主体の活動への支援や、中心市街地活性化の取組支援による町家再生、紅葉名所の整備などを実施しています。
- ◆山崎町山崎地区では、景観まちづくりを支援するため兵庫県条例に基づいた景観形成地区が指定され、暮らしや賑わいのある景観の創造と誇りや愛着を育む地区の景観を次世代へ継承していく取組が行われています。

■耕作放棄田率

課  
題

- ◇耕作放棄地が増えてきており、農地の有効活用や保全される仕組みづくりが必要です。
- ◇自然豊かな本市において、景勝地やその周辺の景観をさらに魅力化することで、景観を生かした知名度の向上や来訪者の増加を図る必要があります。

## 個別施策の方向性と主な取組 (★は総合戦略事業に関連する取組)

## ① 森林環境・水辺空間の保全(★)

## 《施策の方向性》

森林や水辺空間の持つ多面的な公益的機能が発揮され、景観にも配慮された森林や水辺の整備、保全を推進します。

## 《主な取組》

- ①-1 針葉樹林と広葉樹林の混交林整備の促進や地域の自主的な森林整備活動を支援し、水土保全機能を発揮し、景観に配慮された森林づくりを推進します。
- ①-2 水辺の親水や景観に配慮した河川やため池の整備、保全に取り組みます。



## ② 田園・まち並み景観の保全(★)

### 《施策の方向性》

農業の振興施策や商工業の振興施策とあわせ、市民や地域、関係団体などとの連携により、田園・まち並み景観とその沿道景観の保全を推進します。

### 《主な取組》

- ②-1 耕作放棄地の再生や利活用に対する支援を実施するほか、市民や地域、認定農業者や関係団体などと連携し、耕作放棄地の解消や新たな耕作放棄地の発生防止に取り組み、田園景観の保全を図ります。
- ②-2 市民や地域、関係団体等と連携し、古民家の再生や保存、商店街の賑わい創出などに取り組み、まち並み景観の保全を図ります。
- ②-3 幹線道路等での景観に配慮した整備や維持管理に取り組むとともに、秩序ある沿道景観を保全するため、屋外広告物の適正な規制・指導などによる景観を阻害する広告物への是正指導に取り組みます。

## ③ 景観の魅力化(★)

### 《施策の方向性》

景観や景観に影響する環境の保全に向けて市民や地域、関係団体等と意識を共有するとともに、景勝地やその周辺などにおける景観のさらなる魅力化を図ります。

### 《主な取組》

- ③-1 生涯学習や小学校での環境教育、イベント等を通じて自然環境の大切さや、景観に影響する環境の保全等について学ぶ機会を創出し、市民や地域、関係団体などと意識の共有を図ります。
- ③-2 景観が美しい自然環境を市民や地域、関係団体等と連携しながら保全していくとともに、紅葉名所など、本市の知名度の向上と来訪者の増加をめざし、さらなる魅力化に向けた整備や取組を推進します。

## まちづくり指標

| 指標名                                                                                                     | 単位   | 現状値<br>(R2) | 目標値<br>(R8) | 数値の出所(算出方法)                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------------|-------------|--------------------------------------|
| (再掲) 耕作放棄田率                                                                                             | %    | 10.5        | 現状値以下       | 農業委員会が毎年度実施する農地パトロールにおける放棄田面積÷市内農地面積 |
| 【目標値の考え方】過疎化や高齢化などにより労働力不足が深刻化しているが、農業振興施策の取組を推進し、現状値以下に抑えることを目標とする。                                    |      |             |             |                                      |
| 広葉樹転換面積                                                                                                 | ha   | 5.1         | 12.0        | 混交林整備事業の植栽面積                         |
| 【目標値の考え方】4ha/年/地区×3地区(植栽面積)により算出した数を目標とする。                                                              |      |             |             |                                      |
| 揖保川水質状況(BOD値)                                                                                           | mg/ℓ | 1.7         | 1以下         | 市が毎年採水検査する揖保川最南端の戸原橋における水質状況         |
| 【目標値の考え方】揖保川における戸原橋は国(県)の環境基準ではA類型に分類され、BODを2mg/ℓ以下に保つこととされており、現状で2mg/ℓ以下となっているため、上位基準である1mg/ℓ以下を目標とする。 |      |             |             |                                      |
| 千種川水質状況(BOD値)                                                                                           | mg/ℓ | 1.9         | 1以下         | 市が毎年採水検査する千種川最南端の阿路橋における水質状況         |
| 【目標値の考え方】千種川における阿路橋は国(県)の環境基準ではA類型に分類され、BODを2mg/ℓ以下に保つこととされており、現状で2mg/ℓ以下となっているため、上位基準である1mg/ℓ以下を目標とする。 |      |             |             |                                      |

## 関連する個別計画

- ・宍粟市環境基本計画 ・宍粟市森林整備計画
- ・宍粟市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- ・宍粟市都市計画マスタープラン ・宍粟市景観形成ビジョン



## 資源循環型社会の構築



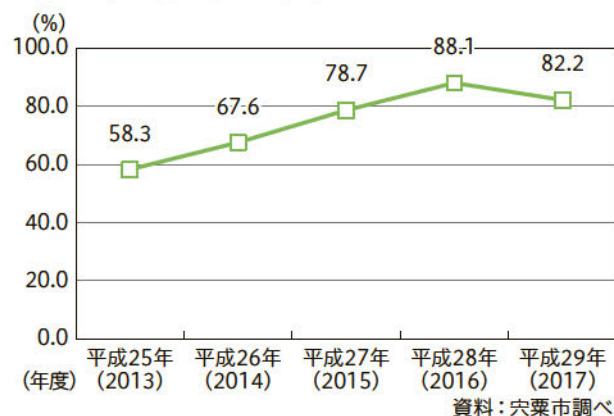
### めざす まちの姿

「2050年のカーボンニュートラル」を視野に入れ、家庭や事業所において、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー行動が進むとともに、廃棄物の抑制と再資源化が進んだ、人と自然が共生する資源循環型のまちの形成をめざします。

### 現状

- ◆本市では一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の抑制と再資源化を推進するため、5R (Refuse・Reduce・Reuse・Repair・Recycle) 活動の普及促進を図るとともに、平成30(2018)年度より資源物のコンテナ収集を実施しています。
- ◆資源物回収ステーションに搬入が困難な高齢者家庭などを対象とした戸別回収を実施しています。
- ◆環境基本計画に基づき、令和12(2030)年度のエネルギー自給率を70%と目標に掲げ、市民への再生可能エネルギー機器の導入促進、省エネの推進などに取り組んでいます。
- ◆市民団体と連携し、ごみの減量化・リサイクル、木材の活用などの様々な市民プロジェクトを展開するとともに、環境イベントを通じての啓発活動や小学生への環境を教材とした自然体験型環境教育を行っています。
- ◆公共施設へのペレットボイラーの導入や、公共施設の屋根を太陽光発電設備設置場所として民間事業者に貸し出すことで再生可能エネルギーの普及促進を図っています。
- ◆省エネに関する情報提供や啓発を広報や生涯学習の場を通じて実施するとともに、大気汚染防止の一環として公用車に電気自動車を導入し、職員の利用促進を図っています。

再生可能エネルギー自給率



### 課題

- ◇家庭から排出される一般廃棄物や資源物の収集運搬体制について、より効果的・効率的な体制を構築するため、回収方法や頻度、収集エリアなどの検討が必要です。
- ◇従来から普及を図ってきた太陽光発電や木質バイオマスに加えて、小水力発電についても導入を促進していますが、個人や事業者ではなく自治会主体での事業管理となるため、地域内における合意形成や起業に向けた支援が必要です。
- ◇持続可能な社会の実現には将来の環境を担う人づくり、つながりづくりのために市民と行政が一体となり社会全体で取り組むことが重要であり、生涯にわたっての環境に対する学習機会の提供が必要です。

### 個別施策の方向性と主な取組 (★は総合戦略事業に関連する取組)

#### ① ごみの適正処理・再資源化の促進 (★)

##### 《施策の方向性》

効果的・効率的なごみの収集運搬体制を構築し、発生から最終処分に至るまでの適正な処理の推進や資源循環型社会の形成に向けて分別と再資源化によりごみ減量化を促進します。



### 《主な取組》

- ①-1 適正なごみ分別を推進するとともに、さらなる再資源化を検討します。
- ①-2 収集運搬体制について、より効果的・効率的な体制の構築に取り組みます。
- ①-3 資源物回収ステーションに搬入が困難な高齢者や障がいのある人などを支援します。
- ①-4 5R活動及び食品ロスの削減に向けた生ごみの水切りや食べ切り、使い切りを推進するなど、ごみの減量化・再資源化に向けた取組を促進します。
- ①-5 事業所などと連携し、事業系ごみの減量化・再資源化を図ります。
- ①-6 市内関係団体と連携した環境教育や生涯にわたっての環境に対する質の高い学習機会の提供を図ります。

## ② 再生可能エネルギーの導入促進(★)

### 《施策の方向性》

環境にやさしい低炭素社会を実現するため、再生可能エネルギーの導入を促進します。

### 《主な取組》

- ②-1 木質バイオマスを使用した家庭での暖房機器等の導入や規模の大きな施設などでの冷暖房機器の導入を促進するとともに、燃料となるペレットの安定供給体制を構築します。
- ②-2 地域や関係機関などと連携し、小水力発電の導入に向けた支援に取り組みます。

## ③ 省エネの推進

### 《施策の方向性》

温室効果ガス排出量の削減に向け、市民の環境問題に対する意識向上や、事業者、行政とも一体となって省エネを推進します。

### 《主な取組》

- ③-1 環境学習の場等を通じ、省エネに関する知識や情報を市民と共有するとともに、低公害車など、環境負荷の少ない製品の導入・利用を促進します。
- ③-2 公共施設等における電力などの省力化に取り組みます。

## まちづくり指標

| 指標名                                                   | 単位  | 現状値<br>(R2)   | 目標値<br>(R8) | 数値の出所(算出方法)                                                             |
|-------------------------------------------------------|-----|---------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 市民1人1日あたりのごみ排出量                                       | g/日 | 776.7<br>(R1) | 700以下       | (家庭系ごみ+事業系ごみ)÷年間平均の住民基本台帳人口<br>※家庭系ごみ=収集ごみ・資源集団回収・店頭回収など                |
| 【目標値の考え方】一般廃棄物処理基本計画に基づき、市民1人1日あたりのごみ排出量700g以下を目標とする。 |     |               |             |                                                                         |
| ごみ再資源化率                                               | %   | 25.1 (R1)     | 30以上        | 資源物(ビン類・缶類・ペットボトル・プラ製容器・紙類・布類・焼却灰)排出量÷ごみ総排出量(瓦ブロックなどを除く)                |
| 【目標値の考え方】一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ再資源化率(リサイクル率)30%以上を目標とする。  |     |               |             |                                                                         |
| 再生可能エネルギー自給率                                          | %   | 82.2 (H29)    | 94.1 (R5)   | 温対法に基づく、地方公共団体実行計画(区域施策編)策定実施マニュアルを参考(数値は産業・運輸部門は除く)に担当課にて算出 ※公表は翌々年度以降 |
| 【目標値の考え方】環境基本計画に基づき自給率向上に取り組む。                        |     |               |             |                                                                         |

関連する個別計画 | ・ 宍粟市環境基本計画 ・ 宍粟市一般廃棄物処理基本計画

## 住環境整備、 土地利用の推進



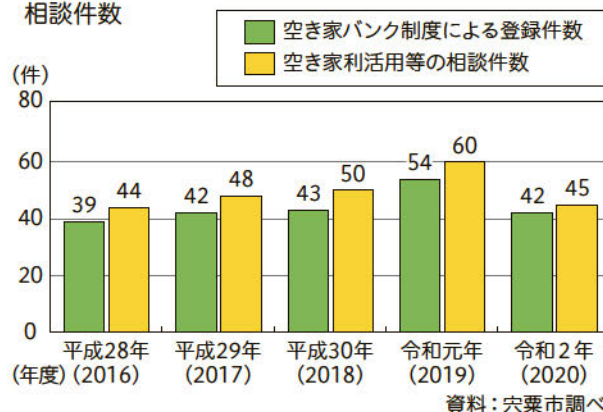
### めざす まちの姿

安全で快適な住まいと住環境が整備され、本市の自然環境や歴史文化資源と調和した計画的な土地利用が推進されることにより、市民が住みよいつ感じ、定住意向が高いまちをめざします。

### 現状

- ◆ 公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の維持管理、更新を計画的に行っています。
- ◆ 住宅の耐震診断や耐震改修への支援を行っています。
- ◆ 人々の憩い、ふれあいの場として都市公園等の維持管理と設備などの更新、修繕を行っています。
- ◆ 空き家が増加しており、建築物や附属工作物の適正な管理が行われていない物件については所有者などへ適正な管理について指導しています。
- ◆ クリーン作戦への支援や、不法投棄対策のパトロール、監視カメラ設置など、様々な環境美化活動に取り組んできた結果、不法投棄が大きく減少しています。
- ◆ 都市計画区域の一部を用途地域に指定し、規制・誘導を図っています。
- ◆ 地籍調査により地籍を明確化することで、土地利用の円滑化、土地境界トラブルの未然防止、災害復旧の迅速化、課税の公平化などを図っています。

■ 空き家バンク制度による登録件数と空き家利活用等の相談件数



### 課題

- ◇ 適正な空き家管理の啓発と保安上危険となる特定空き家への対策が必要です。
- ◇ 各地域でのクリーン作戦などの開催頻度、参加率の差の解消に努めるとともに、市民だけでなく来訪者も含めたモラル・マナーの向上が必要です。
- ◇ 地籍を明確化するうえで重要な情報が時間の経過とともに失われるため、早期に調査を進めていく必要があります。

## 個別施策の方向性と主な取組

### ① 生活環境の保全

#### 《施策の方向性》

市営住宅等の計画的な長寿命化による建替事業の平準化や民間住宅の耐震化、空き家の適正管理、公園の適正な管理・整備などの推進により、安全で良好な生活環境の保全を図ります。

#### 《主な取組》

- ①-1 特定公共賃貸住宅も含め、市営住宅を適正に供給できるように、地域の実情に応じた供給手法を検討し、計画的な居住環境の整備・管理に取り組みます。
- ①-2 市民より情報提供があった管理不全状態の空き家については所有者などを確定し、特定空き家に認定した空き家は指導・助言、勧告の措置により除却を促し、その費用の一部を支援します。
- ①-3 公園施設、設備等について、市民の要望や施設の老朽化に対応した計画的な整備を行うとともに、地域住民やボランティアなどと連携した維持管理を促進します。



## ② 環境美化の推進

### 《施策の方向性》

まちの美観を維持するため、地域や関係機関などと連携し、環境美化を推進します。

### 《主な取組》

- ②-1 クリーン作戦等により市民の環境美化への意識を高めるとともに、団体や各地域主体で行われる美化活動などへの支援を行います。
- ②-2 空き缶やごみのポイ捨て、ペットの飼い方のマナーの普及を図るとともに、各種イベントなどにおいて、ごみの持ち帰り運動を推進します。
- ②-3 不法投棄対策としてパトロールを行うとともに、必要な場所に監視カメラや不法投棄禁止看板を設置し、県や警察と連携して不法投棄者の特定に努めます。

## ③ 有効な土地利用の推進

### 《施策の方向性》

歴史的文化的なまち並み形成の保全を図りつつ、用途制限により地域に応じた適正な土地利用を促進し、誰もが住みやすい市街地形成に取り組むとともに、地籍調査事業の早期完了に取り組みます。

### 《主な取組》

- ③-1 総合的・計画的な土地利用を推進します。
- ③-2 市内全域の地籍調査の早期完了をめざします。

## まちづくり指標

| 指標名                                                                                                            | 単位 | 現状値<br>(R2) | 目標値<br>(R8) | 数値の出所(算出方法)                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------|-------------|------------------------------------------------------|
| 公営住宅等長寿命化計画に基づく市営住宅整備率                                                                                         | %  | 63.6        | 74.7        | 住宅整備完了戸数 / 住宅整備計画戸数<br>※公営住宅等長寿命化計画(令和4年～)にて計画した計画戸数 |
| 【目標値の考え方】公営住宅などの戸数に対し、整備済みに加え公営住宅等長寿命化計画(令和4年度～)に計画する整備戸数を目標値とする。                                              |    |             |             |                                                      |
| 空き家バンク制度による登録件数                                                                                                | 件  | 42          | 60          | 担当課保有の管理台帳                                           |
| 【目標値の考え方】平成30年度空き家等実態調査における空き家件数は1,389戸のうち、利活用可能な空き家が704戸であり、令和3～8年度の6年間で半数以上(360戸)の空き家の登録を目標とする。(360戸÷6年=60戸) |    |             |             |                                                      |
| 空き家利活用などの相談件数                                                                                                  | 件  | 45          | 107         | 担当課保有の管理台帳                                           |
| 【目標値の考え方】穴粟市空き家等対策計画において、平成30年度の50件から令和7年度までの7年間で倍増(100件)するとしており、1年あたり7件以上の増加を目標とする。(1年あたり50件÷7=7件)            |    |             |             |                                                      |
| クリーン作戦などの参加世帯割合                                                                                                | %  | 67.7(R1)    | 73.7        | クリーン作戦等を実施する団体などから提出される参加世帯÷年度末の世帯数                  |
| 【目標値の考え方】現状値を基準に、1年あたり1%の増加を目標とする。                                                                             |    |             |             |                                                      |
| 地籍調査進捗率                                                                                                        | %  | 68.8        | 77.2        | 調査済面積÷調査対象面積(年度末)                                    |
| 【目標値の考え方】地籍調査実施計画による令和8年度の数値を目標値とする。                                                                           |    |             |             |                                                      |

### 関連する個別計画

- ・穴粟市都市計画マスタープラン
- ・穴粟市公営住宅等長寿命化計画
- ・穴粟市空き家等対策計画

## 道路網・上下水道の整備・維持



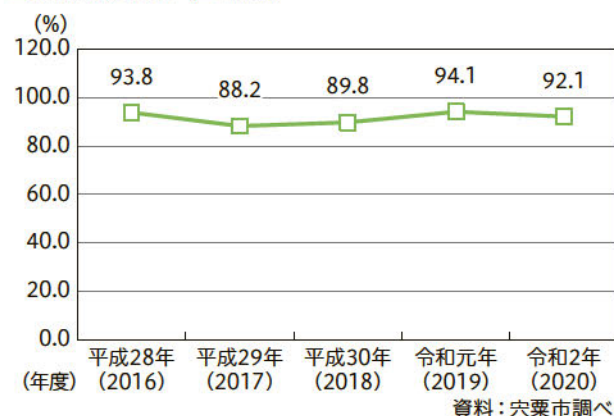
### めざす まちの姿

市民が安全で快適に生活でき、地域の産業や交流の活性化につながる道路網、上下水道が整備されたまちをめざします。

### 現状

- ◆ 交通需要に配慮した都市計画道路も含めた道路整備や交差点改良、歩道空間の確保などにより、安全で快適な道路網の形成に取り組んでいます。
- ◆ 道路等施設（道路、橋梁、道路構造物、舗装等）の老朽化が進んでおり、長寿命化のための維持・修繕に取り組んでいます。
- ◆ 国県道等の広域的道路網については道路改良促進協議会等を通じ他市町合同で整備などの要望活動を行っています。
- ◆ 施設更新計画に基づく上水道施設の長寿命化や新水源の整備により、安全で良質な飲料水の提供に取り組んでいます。
- ◆ 下水道処理施設では機器の老朽化によるコスト上昇が懸念され、効率的な機器更新と施設統廃合によるコスト削減が急務となっています。

■ 経常収支比率（上水道）



### 課題

- ◇ 上水道事業について、人口減少に伴い給水収益減少が見込まれる中で、料金見直しを含めた検討を行うとともに、兵庫県や近隣市町と連携した広域的な水道経営の検討が急務となっています。
- ◇ 今後迎える上下水道の老朽化対策や、地震等の自然災害に対する耐震化対策など、事業費の抑制を含めた計画的な施設整備が必要です。
- ◇ 下水道施設の統廃合計画等により施設の最適化を図るほか、余剰施設の整理や統合できない施設の処理方式の見直しなどの検討が必要です。

### 個別施策の方向性と主な取組

#### ① 生活道路網の整備・維持

##### 《施策の方向性》

計画的な道路等施設整備を行うとともに、適切な維持管理に取り組みます。

##### 《主な取組》

- ① -1 市道の整備をはじめ、国県とも連携し、計画的かつ効果的な道路整備を推進します。
- ① -2 橋梁等施設の長寿命化を推進します。

#### ② 広域的道路網の整備促進

##### 《施策の方向性》

流通の活性化や交流人口の拡大を図るため、国県に対し積極的に働きかけ、広域的道路網の整備を推進します。



### 《主な取組》

- ②-1 国県と連携し、計画的な道路整備を推進します。
- ②-2 近隣市町と連携し、国県道の整備を働きかけます。

## ③ 上水道事業の推進

### 《施策の方向性》

老朽化する施設や管路などの計画的な整備・更新を進めるとともに、経営の合理化・効率化の推進、有収率の向上を図ります。

### 《主な取組》

- ③-1 安全で良質な飲料水が提供できるよう、水道施設の適正管理に努めます。
- ③-2 上水道未接続世帯への普及啓発に努めます。
- ③-3 老朽化が進む水道施設の長寿命化対策及び更新や耐震化を含む改修については事業費の抑制及び平準化を図りながら、計画的な施設整備を推進します。
- ③-4 水道水の安定供給を図るとともに、国への財政支援要望及び料金の見直しなど、健全な水道事業運営に向けた取組を検討します。

## ④ 下水道事業の推進

### 《施策の方向性》

施設の適正な管理及び長寿命化対策を進めるとともに、健全な事業運営に向けた経営の合理化・効率化の推進、接続率の向上を図ります。

### 《主な取組》

- ④-1 下水道処理施設の適正な管理を行い、河川など公有水面の保全に努めます。
- ④-2 下水道未接続世帯への普及啓発に努めます。
- ④-3 施設の統合及び長寿命化対策に取り組むとともに、損保川流域下水道への接続や、施設規模・処理方式の見直しなどによりランニングコストの圧縮を図り、持続可能な下水道事業を推進します。

## まちづくり指標

| 指標名                                                                                                                     | 単位 | 現状値<br>(R2) | 目標値<br>(R8) | 数値の出所(算出方法)                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------|-------------|----------------------------|
| 道路(市道)改良率                                                                                                               | %  | 60.6        | 61.2        | 市道台帳(年度末)<br>(改良済実延長÷総実延長) |
| 【目標値の考え方】道路網の整備は今後も継続して行っていく必要があるが、限りある財源の中で必要な整備を効果的に取り組むことを基本に、1年あたり0.1%の増加を目標とする。                                    |    |             |             |                            |
| 水道の有収率                                                                                                                  | %  | 85.1 (R1)   | 85.8        | 年間総有収水量÷年間総配水量             |
| 【目標値の考え方】市域が広く管路延長が非常に長いことから給水効率が非効率であるため、今後も大幅な上昇は困難であるが、普及啓発に努めることにより、穴栗市水道ビジョンにおける指標をもとに令和元年度実績から1年あたり0.1%の増加を目標とする。 |    |             |             |                            |
| 経常収支比率(上水道)                                                                                                             | %  | 92.1        | 95.4        | 経常収益÷経常費用                  |
| 【目標値の考え方】穴栗市水道ビジョンに基づき、令和8年度の数値を目標値とする。                                                                                 |    |             |             |                            |
| 下水道接続率                                                                                                                  | %  | 95.1        | 96.3        | 下水道使用人口÷処理区域内人口            |
| 【目標値の考え方】最終的な目標は100%であるが、高齢者世帯の増加や低所得世帯などの経済的事情も勘案し、令和8年度の目標値を96.3%とし、令和2年度実績から年間0.2%の増加を目標とする。                         |    |             |             |                            |

### 関連する個別計画

- ・兵庫県(西播磨地域)社会基盤整備プログラム
- ・穴栗市橋梁長寿命化修繕計画
- ・穴栗市水道ビジョン
- ・公共下水道ストックマネジメント計画
- ・農業集落排水最適整備構想
- ・穴栗市下水道施設統廃合計画
- ・穴栗市都市計画マスタープラン

基本  
方針

3

## 定住魅力の高いまちづくり

基本施策

9

## 生活圏の拠点づくりの推進

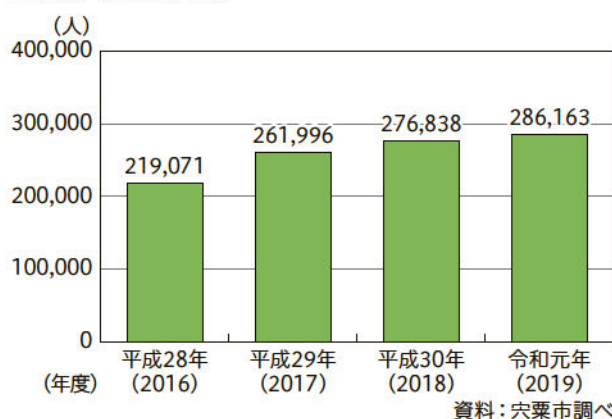
めざす  
まちの姿

町域ごとに日常生活に必要な機能を備えた「生活圏の拠点」が構築され、「集落と生活圏の拠点」をつなぐ公共交通のネットワークが市民の日常の移動手段として利用されるとともに、ICTの活用などにより市民の生活に対する利便性が向上され、誰もが安心して暮らせるまちをめざします。

## 現状

- ◆市民主体による生活圏の拠点づくり検討委員会を設置し、「生活圏の拠点」づくりを進める計画に基づき、利便性向上と周辺の賑わいづくりのため、既存公共施設を集約した市民活動・交流の拠点となる新たな施設整備を進めています。
- ◆北部地域では購買店舗が撤退したことで、生活の利便性が低下していましたが、地域住民が主体となる新たな購買店舗の開店、移動販売車による買い物弱者への支援など、新たな取組も始まっています。
- ◆市全体の人口減少が進む中で、北部3町域に比べ、速度は緩やかですが山崎町域も人口は減少傾向にあります。
- ◆公共交通空白地を解消するとともに、山崎待合所を中心に循環するバスを運行しています。

■路線バス利用者数



## 課題

- ◇生活圏の拠点における新たな施設は既存施設の利用団体のほか、生涯学習や地域活動などによる利用が進むことで人が集まり、新たな活動の創出につながる拠点として活用されることが必要です。
- ◇生活圏の拠点におけるエリア内において、買い物や医療、金融など、日常生活に必要な機能が維持され、地域内での経済循環を高めることが必要です。
- ◇市の人口が減少する中で、市外へのさらなる人口流出を抑制するため、宍粟市の拠点における都市機能の維持や生活の利便性を向上していくことが必要です。
- ◇バスの利便性や環境面での有効性等のPR等の取組や高齢者を対象とした運転免許証返納時のバスチケット配付などを通じ、公共交通のさらなる利用促進が必要です。



## 個別施策の方向性と主な取組 (★は総合戦略事業に関連する取組)

### ① 生活圏の拠点づくりの推進(★)

#### 《施策の方向性》

生活圏の拠点整備を進めるとともに、各拠点の特性に応じた活用方策を検討しながら、協働による地域づくりを推進します。

#### 《主な取組》

- ①-1 既存公共施設の別用途への活用や廃止することも念頭に、市民サービス機能を集約した市民活動・交流の拠点となる施設整備を推進します。
- ①-2 生活圏の拠点づくり計画を具体化し、施設の利活用と周辺への賑わいづくりに向けた取組を横断的に進めるとともに、必要に応じて計画改定も行いながら、地域医療の確保を図り、安心して暮らし続けることができる地域づくりを行います。
- ①-3 移動や買い物支援、地域活動の維持など、地域の実情に応じた課題への対応策を地域住民と共に検討し、実践につなげる仕組みづくりを行います。
- ①-4 都市計画による土地の有効利用や基盤整備とともに、市民との協働による地域の歴史や文化、自然を生かした拠点の賑わいづくりを推進することで、都市機能の維持や生活の利便性の向上を図り、宍粟市の拠点強化に取り組みます。

### ② 公共交通ネットワークの充実(★)

#### 《施策の方向性》

地域特性やニーズに即した持続可能な公共交通の運用に取り組むとともに、通勤・通学者や観光客の利便性の向上により交流人口の拡大を図ります。

#### 《主な取組》

- ②-1 バスの利便性や環境面での有効性等のPR等による公共交通の利用促進を図るとともに、交通事業者と連携した乗車体験や、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校において家族と一緒に乗車体験をするなど、モビリティマネジメントを推進します。
- ②-2 公共交通関係機関との連携を強化し、路線等の充実・維持等、利用者のニーズに即した公共交通の整備に努めるとともに、地域相互扶助による移動手段の確保や自動運転など、先端技術の活用について検討します。
- ②-3 交通事業者と連携し、三ノ宮行高速バスの利用促進や乗務員の確保に取り組むとともに、西播磨等の圏域で特典付きの乗り放題パスポートの発行など、交流人口の拡大に向けた取組を推進します。

## まちづくり指標

| 指標名                                                                                             | 単位 | 現状値<br>(R2)  | 目標値<br>(R8) | 数値の出所(算出方法)     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--------------|-------------|-----------------|
| 路線バス利用者数【延べ】                                                                                    | 人  | 286,163 (R1) | 254,700     | バス事業者からの実績報告による |
| 【目標値の考え方】これまでの伸び幅と今後の人口減少の影響を考慮して、令和元年度(286,163人)が上昇のピークと想定し、令和8年度はピークからの減少幅を11%程度に抑えることを目標とする。 |    |              |             |                 |

### 関連する個別計画

- ・宍粟市公共交通再編計画
- ・宍粟市都市計画マスタープラン
- ・一宮生活圏の拠点づくりの考え方
- ・波賀生活圏の拠点づくりの考え方
- ・千種生活圏の拠点づくりの考え方

## 移住・定住促進の充実

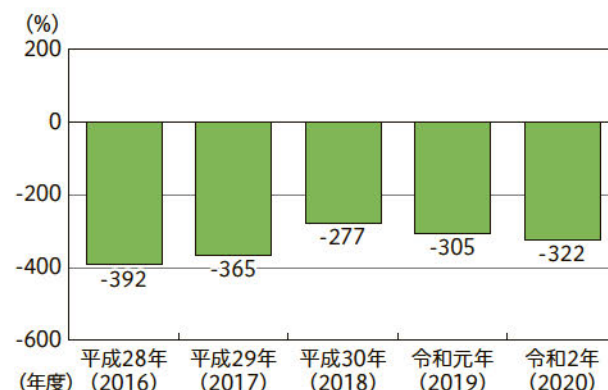
めざす  
まちの姿

本市で生まれ育った人が「住み続けたい」と思えるまち、市外の人が「住んでみたい」と思えるまちをめざします。

## 現状

- ◆住宅取得の支援や空き家改修支援により、定住者や移住者の住環境に対する支援を行っています。
- ◆定住促進コーディネーターと職員で移住者宅を訪問して相談を受けるなど、移住後のフォローアップに努めています。
- ◆空き家バンク制度を構築し、空き家情報の発信や空き家改修等の助成制度の活用など、空き家の利活用を進めています。
- ◆独身男女の出会いの場の創出について、社会福祉協議会と連携し、結婚相談員によるフォローアップに取り組んでいます。
- ◆公共交通機関が限られており、市外への通勤通学の負担が大きいことから、遠方への通勤通学者に交通費を支援しています。

■転出超過人数



資料：住民基本台帳

## 課題

- ◇移住者のニーズに応じたフォローなどのあり方の検討が必要です。
- ◇空き家バンク制度は順調に運営していますが、人口減少、流出により、市内の空き家数は増加しており、利活用できる空き家のさらなる掘り起こしが必要です。
- ◇進学や就職を機に転出する若者が多いことから、市内への定住や一度市外に転出してからのUターンを促進するための取組が必要です。
- ◇未婚化・晩婚化が進んでおり、出会いの場の創出など、結婚に向けた支援が必要です。

## 個別施策の方向性と主な取組 (★は総合戦略事業に関連する取組)

## ① 移住・定住の促進(★)

## 《施策の方向性》

市民が住み続けるための支援、市外からの移住の受入や移住後の支援により、人口減少抑制を図ります。

## 《主な取組》

- ①-1 転入・転居等で住宅を取得、新築する人などを対象として、住宅取得や空き家改修にかかる費用の助成を行います。
- ①-2 定住促進コーディネーター等の訪問・相談、無料職業紹介所との連携により、移住のサポートや移住後のフォローなど、移住希望者・移住者の相談支援体制の充実を図ります。
- ①-3 ホームページからの情報発信を強化するとともに、住まいや子育てのほか、移住者の経験談など移住希望者にとって必要な情報を分かりやすく市内外に発信し、新たな移住者の増加につなげます。
- ①-4 公共交通機関を利用して市外に通勤通学する方に交通費を支援し、市内への定住につなげます。



## ② 空き家活用の推進(★)

### 《施策の方向性》

良好な生活環境の保全と移住者の受入を図るため、空き家の利活用を推進します。

### 《主な取組》

- ②-1 利活用できる空き家の掘り起こしを行うとともに、空き家等対策計画に基づき、空き家バンク制度がさらに効果的に運用されるよう取組を推進します。
- ②-2 空き家バンク制度について不動産業者などとの連携を深め、さらなる移住者、二地域居住希望者の受入を推進します。
- ②-3 事業活動に活用できる空き家の情報発信など、起業の促進につなげます。
- ②-4 まちづくり活動拠点等、地域の活性化などに寄与する空き家の活用を支援します。

## ③ 出会いの場の創出・結婚支援(★)

### 《施策の方向性》

結婚を望む人が希望を叶えることができるよう出会いの場の創出や結婚に向けた支援を行います。

### 《主な取組》

- ③-1 社会福祉協議会やひょうご出会いサポートセンター、近隣市町（連携中枢都市圏や定住自立圏構成市町）と連携し、独身男女の出会いの場を創出します。
- ③-2 結婚相談員等によるフォローアップ等、出会いからカップル成立後の支援を行うとともに、新婚家庭への住居費用の助成など、結婚に向けた支援を行います。

## まちづくり指標

| 指標名                                                                                                                              | 単位 | 現状値<br>(R2)    | 目標値<br>(R8)        | 数値の出所(算出方法)                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----------------|--------------------|------------------------------|
| 転出超過人数                                                                                                                           | 人  | 322            | 233                | 住民基本台帳(毎年4月から3月までの転出者数-転入者数) |
| 【目標値の考え方】穴粟市人口ビジョンにおける将来の社会増減に関する令和7年及び令和12年時点の目標から推計した転出超過人数を目標値とする。                                                            |    |                |                    |                              |
| 地域おこし協力隊員の任期終了後の定住率【累計】                                                                                                          | %  | 57.1           | 60以上               | 担当課保有の管理台帳                   |
| 【目標値の考え方】目標値は国の調査結果(平成28年度末における任期終了後の隊員の活動地への定住率48%、近隣市町も含めた定住率60%)を参考に、60%以上の定住率を目標とする。※地域おこし協力隊員の受入人数は第3章にて指標設定                |    |                |                    |                              |
| (再掲) 空き家バンク制度による登録件数                                                                                                             | 件  | 42             | 60                 | 担当課保有の管理台帳                   |
| 【目標値の考え方】平成30年度空き家等実態調査における空き家1,389戸のうち、利活用可能な空き家が704戸であり、令和3～8年度の6年間で半数以上(360戸)の空き家の登録を目標とする。(360戸÷6年=60戸)                      |    |                |                    |                              |
| (再掲) 空き家利活用などの相談件数                                                                                                               | 件  | 45             | 107                | 担当課保有の管理台帳                   |
| 【目標値の考え方】穴粟市空き家等対策計画において、平成30年度の50件から令和7年度までの7年間で倍増(100件)としており、1年あたり7件以上の増加を目標とする。(1年あたり:50件÷7=7件)                               |    |                |                    |                              |
| 空き家バンク制度による登録物件に対する成約率(5年間平均)                                                                                                    | %  | 33.6(H28～R2平均) | 現状値以上<br>(R4～R8平均) | 担当課保有の管理台帳                   |
| 【目標値の考え方】空き家バンク制度の登録物件に対する成約率は平成28年度から令和2年度までを平均すると33.6%となっており、成約率の向上をめざして計画期間において現状値以上を目標値とする。                                  |    |                |                    |                              |
| 結婚相談員や結婚相談所を通じた成婚者数                                                                                                              | 組  | 3              | 5                  | 担当課保有の管理台帳                   |
| 【目標値の考え方】社会福祉協議会の結婚相談員の紹介などによる成婚数実績(平成29年度:5組、平成30年度:3組、令和元年度:5組)、令和2年度からオンライン婚活応援事業も開始しているが成婚にまでは至っていないため、過去の実績数をもとに年5件を目標値とする。 |    |                |                    |                              |

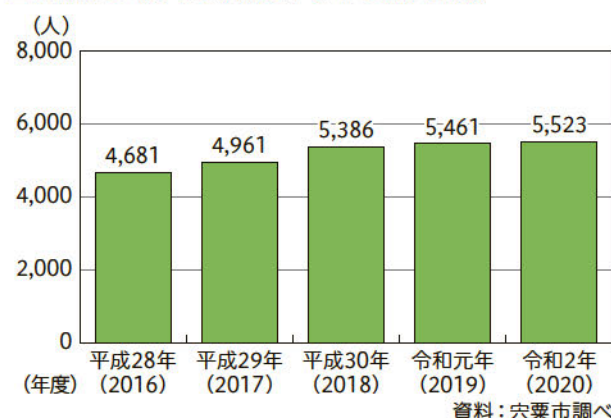
めざす  
まちの姿

防災基盤の整備を推進するとともに、市民の防災意識の向上による「自助」「共助」「公助」の強化を図り、市民生活を脅かす危機に対し、市民と行政が連携して迅速かつ適切な対応ができる災害に強いまちをめざします。

現  
状

- ◆平成 21 (2009) 年台風 9 号や平成 30 (2018) 年 7 月豪雨による災害をはじめ、本市でも風水害が頻発し、防災への市民の関心が高まっており、地域防災計画の見直しや総合防災訓練の実施など、災害対策に取り組んでいます。
- ◆「ひょうご(しろう)防災ネット」への登録呼びかけや防災訓練や講習会などを通じて、市民の防災意識の向上を図るとともに自主防災組織への支援を行っています。
- ◆災害時要配慮者名簿を定期的に更新し、発災時の迅速な対応に備えており、また、避難行動要支援者で個人情報の提供に同意が得られた場合、自主防災組織、警察、消防、民生委員児童委員などと共有し、災害の恐れのある時に名簿情報をもとに安否確認を行っています。
- ◆全国瞬時警報システム(J-ALERT)の更新や国民保護計画の見直し、感染症対策などに対する関連部局と国・県の連携、対策手順の確立とそれに基づく訓練を行っています。
- ◆緊急防災林整備による災害に強い森林づくりや治山施設の整備、急傾斜地崩壊対策、ため池の改修に取り組んでいます。

■ひょうご(しろう)防災ネットの加入者数

課  
題

- ◇災害から市民の生命、財産を守るには市民の防災意識の向上や自主防災組織のさらなる強化が必要です。
- ◇防災ネット登録者は増加していますが、さらなる登録促進が必要であるとともに、災害時に避難情報を出しても実際に避難する人が少ないことが課題となっています。
- ◇避難行動要支援者の対象範囲の見直しや要配慮者に対する避難のあり方を協議するとともに、福祉専門職や自主防災組織などと連携した支援の仕組みを検討することが必要です。

## 個別施策の方向性と主な取組

## ① 地域防災体制の充実

## 《施策の方向性》

市民の防災意識の向上や自主防災組織の活動促進などに取り組み、地域防災体制を充実・強化します。



### 《主な取組》

- ① -1 防災訓練や「家族防災会議」ガイドブックの周知を行い、市民の防災意識の向上を図るとともに、「ひょうご(しろう)防災ネット」への加入を促進します。
- ① -2 自主防災活動支援や、自治会等、関係機関との連携による防災訓練や自主防災マップ及び防災台帳の作成など、自主防災組織の活動を支援します。
- ① -3 災害時に地域と行政が連携し、迅速かつ適切な対応ができるよう、様々な媒体を通して災害時などに市民への必要な情報を適時に伝達します。また、避難行動要支援者の対象範囲や要配慮者支援の仕組みを見直し、個人情報の取扱いに配慮する中で、医療・福祉等の関係機関や自主防災組織などとの情報共有を図ります。
- ① -4 市内事業所との災害時の協定など、地域における防災ネットワークを構築します。

## ② 災害に強いまちづくり

### 《施策の方向性》

風水害などの発生時に被害を最小限にとどめることができる災害に強いまちづくりを推進します。

### 《主な取組》

- ② -1 山地災害防止機能の発揮のため、簡易土留工の設置や防災枝打の推進など緊急防災整備を支援します。
- ② -2 急傾斜地崩壊対策や砂防施設、治山施設の整備について、県と連携して事業を推進します。
- ② -3 ため池保全推進計画をもとに緊急性の高いため池から計画的な改修整備を推進します。
- ② -4 住宅の耐震診断や耐震改修に対して支援します。

## ③ 危機管理対策

### 《施策の方向性》

総合的かつ計画的な危機管理体制の強化を図ります。

### 《主な取組》

- ③ -1 新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の感染症対策や武力攻撃、テロ等への対策など、あらゆる危機に備えて危機管理体制を構築するとともに、市民及び職員の危機管理意識の向上を図ります。
- ③ -2 宍粟市危機管理基本指針などにに基づき、想定される危機事象に対する所管部局を明確にし、平時より危機に備えたマニュアルを整備します。また、危機事象発生時における、各所管課の優先業務を明確化した業務継続計画を策定します。
- ③ -3 災害対策拠点や災害発生時の避難所となる公共施設についてはその機能が発揮できるよう避難所機能の充実に向けた整備に取り組みます。

## まちづくり指標

| 指標名                                                                    | 単位 | 現状値<br>(R2) | 目標値<br>(R8) | 数値の出所(算出方法)                           |
|------------------------------------------------------------------------|----|-------------|-------------|---------------------------------------|
| ひょうご(しろう)防災ネットの加入者数                                                    | 人  | 5,523       | 7,600       | ひょうご防災ネットサポートセンター(株式会社ラジオ関西)の集計値(年度末) |
| 【目標値の考え方】隣近所での声掛けなどで情報伝達漏れを少なくするため、5年間で市内世帯数(約15,000世帯)の約半数相当の加入者をめざす。 |    |             |             |                                       |
| 自主防災マップ・防災台帳作成団体数                                                      | 団体 | 148         | 155         | 担当課保有の管理台帳(年度末)                       |
| 【目標値の考え方】5年間で市内155すべての自主防災組織の作成をめざす。                                   |    |             |             |                                       |
| 避難行動要支援者のうち個別計画作成件数                                                    | 件  | 142         | 全対象者の個別計画作成 | 担当課保有の管理台帳件数(個別計画作成数)                 |
| 【目標値の考え方】全避難行動要支援者の個別計画作成をめざす。                                         |    |             |             |                                       |

### 関連する個別計画

- ・宍粟市地域防災計画
- ・宍粟市国民保護計画
- ・宍粟市危機管理基本指針
- ・宍粟市ため池保全推進計画

## 消防・救急体制の充実

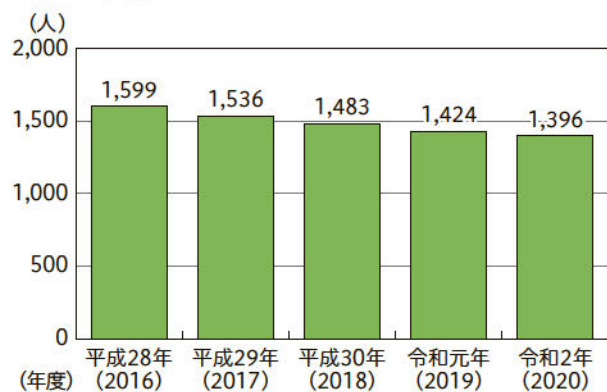
めざす  
まちの姿

消防・救急体制が充実するとともに、市民と行政との連携により、防火・救命に関する「自助」「共助」の取組の強化と意識の向上を図り、安全で安心して暮らせるまちをめざします。

## 現状

- ◆消防団の緊急時の出動体制を確保するため、部の枠組を超えた出動体制の整備を進めています。
- ◆高規格救急車の更新及び救急救命士の養成を計画的に実施するとともに、応急手当普及啓発活動として、自治会員、各種事業所及び学校関係を中心に普通救命講習や緊急入門コースを開催しています。
- ◆火災の発生を予防し、市民の火災予防意識を高めるため、自主防災組織が実施する消防訓練等の機会を捉え、防火・防災指導を行っているほか、消防車両による巡回及び広報媒体を活用した火災予防広報など、間接的な防火・防災指導に取り組んでいます。
- ◆防火対象物、危険物施設などへの定期的な立入検査を実施し、必要な指導を行っています。

■消防団員数



資料：宍粟市調べ

## 課題

- ◇消防団では人口減少、団員の高齢化やサラリーマン化により、新規団員の確保が困難になっていることに加え、昼間に地元にいる団員が減少しており、日中の出動体制の確保が必要です。
- ◇高齢化や疾病構造の変化などから、救急活動の専門性及び高度化とともに、市民による救命処置実施率の向上が必要です。
- ◇住宅用火災警報器の正しい設置方法の知識の普及や設置促進を図っていくことが必要です。

## 個別施策の方向性と主な取組

## ① 消防体制の強化

## 《施策の方向性》

宍粟消防署における消防体制の充実とともに、消防団員の資質向上及び団員確保に向けた取組を推進します。

## 《主な取組》

- ①-1 宍粟消防署及び消防団の救助技術の向上と活動の強化を図るため、消防施設、消防車両、消防資機材などの配備を推進します。
- ①-2 消防団組織の維持、体制強化に向け、団員の負担軽減や処遇改善、団員の確保対策などの取組を推進します。



## ② 救急・救助体制の強化

### 《施策の方向性》

救急隊員の資質向上、医療機関などの関係機関との連携強化とともに、市民への救命処置の重要性の啓発に取り組めます。

### 《主な取組》

- ②-1 病院前救護活動を担う救急救命士の資質向上を目的として、病院実習及び症例検討委員会などを実施するとともに、医療機関との連携をさらに深め、救命率の向上を図ります。
- ②-2 AED(自動体外式除細動器)の設置を推進し、公共施設や設置事業所などを「救急ステーション登録事業所」として登録し、誰もがいつでも使用できる環境づくりに取り組めます。
- ②-3 自主防災組織や学校において、自治会員、教職員保護者や児童生徒を対象とした心肺蘇生法などについての救命講習を積極的に実施することにより、市民が救命処置の重要性を認識し、その手法を習得しようとする機運を醸成します。

## ③ 予防対策・意識啓発活動の推進

### 《施策の方向性》

市民の防火意識の向上を図るとともに、店舗や危険物施設などにおける火災予防対策を推進します。

### 《主な取組》

- ③-1 防火講習の実施などにより、市民の防火意識の向上を図ります。
- ③-2 事業所や店舗、危険物施設などに立入検査を行い、違反施設に対する技術基準、維持管理体制の是正指導を行います。
- ③-3 各種防災訓練や出前講座、消防車両の市内巡回による火災予防の広報活動などを実施し、火災予防の一層の普及促進を図ります。

## まちづくり指標

| 指標名                                                                                                 | 単位 | 現状値<br>(R2) | 目標値<br>(R8) | 数値の出所（算出方法）      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------|-------------|------------------|
| 消防団員数                                                                                               | 人  | 1,396       | 1,400       | 担当課保有の管理台帳（年度当初） |
| 【目標値の考え方】過去の「消防力の整備指針に関する答申」に示された基準（①通常の火災に対応するために必要な団員数、②大規模災害時に対応するために必要な団員数）を参考に、現状の団員数以上を目標とする。 |    |             |             |                  |
| 救命入門コース受講者数                                                                                         | 人  | 2,719 (R1)  | 現状値より増加     | 穴栗消防署保有の管理台帳     |
| 普通救命講習受講者数                                                                                          | 人  | 282 (R1)    | 現状値より増加     |                  |
| 【目標値の考え方】学校関係者や事業所などを中心に啓発を行い、現状値よりも増加することを目標とする。                                                   |    |             |             |                  |
| 火災発生件数                                                                                              | 件  | 3           | 0           | 穴栗消防署保有の管理台帳     |
| 【目標値の考え方】火災予防の普及啓発により市民の防火意識の向上を図り、住宅などの火災件数を0にすることを目標とする。                                          |    |             |             |                  |

## 防犯・交通安全の推進

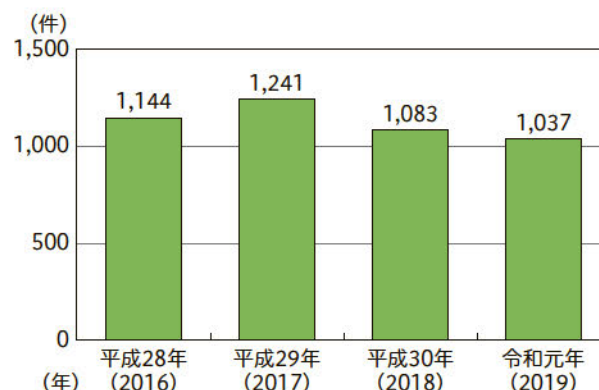
めざす  
まちの姿

交通ルールやマナーが遵守された交通社会の形成と、市民一人ひとりの防犯意識が高まり、犯罪や事件が少ない安全・安心なまちをめざします。

## 現状

- ◆「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、防犯灯や防犯カメラの設置、通学時の子ども見守り活動、まちづくり防犯グループによる巡回活動などの取組を展開しています。
- ◆市内の交通事故発生件数はほぼ横ばい傾向ですが、全国状況と同様に市内においても高齢者が被害者や加害者となる事故が増加する中、高齢者の運転免許証自主返納の促進や、公共交通機関利用への転換を支援しています。
- ◆幼児・児童生徒・高齢者を対象とした交通安全教室を実施するとともに、自転車教室として中学生向けに交通事故を疑似体験するスクエアード・ストレイト交通安全教室を実施しています。
- ◆通学路の安全対策として、ドライバー等へ注意喚起を促すためのカラー舗装の実施や、幅員が狭く見通しの悪い箇所への学童注意看板の設置などを計画的に進めています。

■交通事故発生件数



資料：兵庫県交通事故統計

## 課題

- ◇行政、警察、関係機関・団体と連携し、防犯、交通安全の確保に向けた取組が必要です。
- ◇歩行者に優しい運転、ゆとりを持った運転を第一とした意識の改善が必要です。
- ◇高齢者の運転免許証自主返納については地域特性を踏まえながら家族を含めた理解の浸透を図ることが必要です。

## 個別施策の方向性と主な取組

## ① 交通安全意識の向上

## 《施策の方向性》

交通事故を防止するため、市民の交通安全意識の向上を図ります。

## 《主な取組》

- ①-1 地域や警察、兵庫県交通安全自家用自動車協会などの関係団体と連携し、地域ぐるみで交通安全運動に取り組むことで、広く意識啓発を行います。
- ①-2 子どもや高齢者を対象とした交通安全教育のさらなる充実を図ります。
- ①-3 高齢者の運転免許証自主返納、公共交通機関の利用への転換を促進します。
- ①-4 安全運転サポート車の普及を目的とした体験会を各地区単位などで実施します。
- ①-5 学校やPTA、自治会・道路管理者・警察などとの連携により、通学路の交通安全対策に取り組めます。



## ② 交通安全施設の整備

### 《施策の方向性》

安全で快適な交通環境の実現のため、交通安全施設の計画的な整備、充実を図ります。

### 《主な取組》

- ②-1 通学路交通安全推進協議会と連携し、関係者合同で定期的な通学路の点検を行い、安全性の向上に努めます。
- ②-2 交通事故が多い等の危険箇所において、点検結果に基づき防護柵やカーブミラー、路面標示を整備するなど、安全対策を講じます。

## ③ 防犯対策の充実

### 《施策の方向性》

安心して暮らせるまちづくりを推進するため、市民の防犯意識の向上と地域防犯体制の強化を図ります。

### 《主な取組》

- ③-1 市民や地域全体の防犯意識向上や地域による自主防犯の活動を支援し、警察などの関係機関との連携により防犯活動を展開します。
- ③-2 犯罪の発生を抑止し、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を図るため、防犯灯や防犯カメラの設置を促進します。
- ③-3 犯罪を未然に防止するため、警察などと連携した市民に対する情報提供や相談支援を行います。

## まちづくり指標

| 指標名                                                                                                                             | 単位 | 現状値<br>(R2) | 目標値<br>(R8) | 数値の出所(算出方法)         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------|-------------|---------------------|
| 交通事故発生件数                                                                                                                        | 件  | 1,037 (R1)  | 777         | 宍粟警察署による資料          |
| 【目標値の考え方】本市における人身事故件数平均減少率 4.03%、物損事故件数平均減少率 4.04% (令和元年度実績)を基準値として、令和8年度まで維持することを目標とする。<br>人身事故件数 114 件 + 物損事故件数 663 件 = 777 件 |    |             |             |                     |
| 刑法犯罪認知件数                                                                                                                        | 件  | 159 (R1)    | 137         | 「兵庫県警察統計」           |
| 【目標値の考え方】1年あたり2%の減少を目標とし、現状値を基準に令和2～8年の7年間で14%減少を目標とする。(159件×0.14 = 22件)                                                        |    |             |             |                     |
| 子ども見守り110番の家協力数                                                                                                                 | %  | 20.8        | 現状値を維持      | 担当課保有の管理台帳(軒/児童生徒数) |
| 【目標値の考え方】児童生徒数、子ども見守り110番の家の数、どちらも減少が予測される中、現状の登下校見守り体制を維持するため、現状値の維持を目標とする。                                                    |    |             |             |                     |
| 交通安全教室開催回数                                                                                                                      | 回  | 120 (R1)    | 現状値より増加     | 宍粟警察署による資料          |
| 【目標値の考え方】これまでの実施回数の実績を踏まえ、毎年交通安全の普及啓発活動を促進するため、現状値より増加することを目標とする。                                                               |    |             |             |                     |
| 高齢者の人身事故件数                                                                                                                      | 件  | 42 (R1)     | 現状値より減少     | 宍粟警察署による資料          |
| 【目標値の考え方】全国的に高齢者による交通事故件数の比率が高い中、普及啓発活動により、現状値より件数を減少させることを目標とする。                                                               |    |             |             |                     |

関連する個別計画 | ・宍粟市交通安全計画

## 第1章 住み続けたい、住んでみたいまち

## 基本方針4 安全で安心なまちづくり

## 基本施策

## 14

消費者  
行政の推進めざす  
まちの姿

市民が安全な商品・サービスを選択し消費できるよう自立を支援するとともに、一人ひとりが日常の消費生活において、環境、社会、地域などの持続可能性に配慮した消費行動、すなわち「エシカル消費」を実践する消費者市民社会をめざします。

## 現状

- ◆情報の高度化などにより、消費者を取り巻く環境や利便性は向上していますが、一方で市民の消費生活が複雑かつ多様化し、消費者トラブルが社会問題化しています。
- ◆本市では平成22(2010)年に宍粟市消費生活センターを開設し、専門の相談員により市民の消費生活相談に対応するとともに、平成29(2017)年に宍粟防災センターに移転し、消費生活相談窓口の体制を整備しました。
- ◆消費生活相談員のスキルアップを図るために、国や県と連携し情報交換会や事例研究会など積極的に参加しています。
- ◆いつでも、誰でも、相談できる体制として「消費者ホットライン 188(いやや)」について積極的な周知を行っています。
- ◆家族のライフプラン設計セミナーやエンディングノート作成セミナーなど、ライフステージに応じて関心の高いテーマを取り上げた事業展開や、地域団体との連携により高齢者の消費者被害の未然防止につなげています。
- ◆消費者としての意識と自覚を促す「消費者市民社会」の啓発事業を実施し、消費行動の社会的影響力について広く周知を図っています。

## 課題

- ◇消費者トラブルは多様化し、複雑になってきています。複雑な消費者トラブルを未然に防止し、早期に適切な対応をとるためには、消費者の特性に応じた情報提供が必要です。
- ◇相談窓口が遠方の人にも消費生活に関する相談窓口が身近な存在となるよう、電話相談のほか、FAX・メール等による相談受付など、相談体制の改善が必要です。
- ◇消費を個人の欲求を満たすものとのみ捉えず、社会、経済、環境等に与える影響を考えて商品・サービスを選ぶなど、公正で持続可能な発展に貢献する消費行動をとる「消費者市民社会」の考え方を浸透させることが必要です。
- ◇すべての人が消費者であり、消費者の行動が大きく影響するため、持続可能な開発目標(SDGs)の実現に向けて、消費者としての自覚を促すとともに、自身の消費行動が目標達成に寄与しているという意識を醸成する必要があります。
- ◇消費者、消費者団体、事業者、行政などとの間で相互に連携し、消費者政策を全体として効率的・効果的に推進していくことが必要です。



## 個別施策の方向性と主な取組 (★は総合戦略事業に関連する取組)

### ① 安全・安心な消費生活の確保

#### 《施策の方向性》

様々な消費者トラブルに対応し、消費者被害の未然防止や救済のため、消費生活センターにおける相談体制の充実を図るとともに、消費生活に関する啓発や情報提供、職員出前講座などを推進します。

#### 《主な取組》

- ① -1 悪質商法の手口やトラブル事例とその対処法について、消費者の特性に応じた啓発や情報提供ができるよう手法や内容などの充実を図ります。
- ① -2 悪質商法、契約や取引に関する消費者トラブルに対応するため、相談支援の充実を図るとともに、関係機関との連携強化を図ります。
- ① -3 市民からの相談に適切に対応するため、相談員及び担当職員の資質の向上を図るとともに、「消費者ホットライン 188」の周知や FAX、メール等による相談受付を行うなど、相談体制の充実を図ります。

### ② 消費者市民社会の形成(★)

#### 《施策の方向性》

社会の一員として、よりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者を育成し「消費者市民社会」づくりを推進します。

#### 《主な取組》

- ② -1 消費者市民社会を形成するため、講座やイベント等を通じて、消費者の特性に応じた消費者教育や啓発ができるよう手法や内容などの充実を図ります。
- ② -2 エシカル消費を実践する消費者市民社会の普及を図るため、消費者団体や事業者などと連携した取組を実施します。

## まちづくり指標

| 指標名                                                                                                    | 単位 | 現状値<br>(R2) | 目標値<br>(R8) | 数値の出所(算出方法) |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------|-------------|-------------|
| 消費生活相談時、既に支払いをしている人の割合                                                                                 | %  | 23.4        | 20.4        | 担当課保有の管理台帳  |
| 【目標値の考え方】消費生活に関する啓発や情報提供等に取り組むことにより、相談時、既に金銭を支払っている人の割合を現状値から年間 0.5% 削減することを目標とする。                     |    |             |             |             |
| 消費者市民社会に関する出前講座開催件数                                                                                    | 件  | 14 (R1)     | 19          | 担当課保有の管理台帳  |
| 【目標値の考え方】消費者としての意識と自覚を促し、消費行動の社会的影響力についての理解を促進するため、前期基本計画期間中に最も開催件数の多かった平成 30 年度実績値 (19 件 / 年) を目標とする。 |    |             |             |             |

## 関連する個別計画

- ・兵庫県消費者行政推進計画
- ・兵庫県消費者教育推進計画「ひょうご“消費者力”アッププラン」